

松阪市地域防災計画

(平成30年度修正)

(ビジョン編)

(行動計画編)



平成31年3月

松阪市防災会議
松 阪 市

(目次)

《ビジョン編》

第 1 章	松阪市の現況	1
第 2 章	松阪市の過去の災害と被害想定	5
第 3 章	松阪市の防災ビジョン	21
第 4 章	防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）	24
第 5 章	各主体の責務と役割	34

《行動計画編》

第 1 章 自助・共助

1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-1	自助・共助による防災・減災の重要性	49
1-1-2	防災知識の習熟と訓練	50
1-1-3	家庭での備え	53
1-1-4	情報を入手する方法を知る	56
1-1-5	安全な避難行動を確認する	58
1-1-6	地域における防災活動	60
1-1-7	協働による防災まちづくり	64

2 発災後に市民がするべきこと

1-2-1	命を守る避難行動	66
1-2-2	みんなで力を合わせる	69
1-2-3	地域で避難所を運営する	71
1-2-4	生活を再建する	75

第 2 章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

■テーマ 1：災害に強い松阪市をつくる〔発災前にするべきこと〕

担当分担表	78
-------	----

◎施策－1：実効性のある防災体制の確立

1-1-1	防災体制の整備と強化	83
1-1-2	災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備	86
1-1-3	広報体制の整備	88
1-1-4	避難先の指定	89
1-1-5	警戒避難体制の整備	94
1-1-6	津波避難体制の整備	97
1-1-7	避難所の開設・運営体制の整備	101
1-1-8	災害時要配慮者対策の整備	103
1-1-9	帰宅困難者対策の整備	108
1-1-10	緊急輸送体制の整備	110
1-1-11	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	115
1-1-12	消防救急体制の整備	117
1-1-13	災害医療体制の整備	119
1-1-14	関係機関との連携及び応援・受援体制の整備	122
1-1-15	ボランティアの受入体制等の整備	123
1-1-16	し尿・廃棄物処理体制の整備	125
1-1-17	ペット救護体制の整備	127
1-1-18	災害時の空地の利用管理計画の策定	128
1-1-19	被災者支援体制の整備	129

◎施策－2：災害に強い都市構造の形成

1-2-1	防災まちづくりの推進	131
1-2-2	都市基盤整備の推進	135
1-2-3	総合的な水害対策の推進	138
1-2-4	総合的な土砂災害対策の推進	141
1-2-5	農業施設等の防災対策の推進	143
1-2-6	ライフライン施設等の防災対策の推進	145
1-2-7	学校等の防災対策の推進	147
1-2-8	文化財の防災対策の推進	150
1-2-9	地震防災緊急五箇年計画の策定	151

■テーマ2：実践的な防災行動力を向上する [発災前にするべきこと]

担当分担表	152
-------	-----

◎施策-1：防災意識の高揚

2-1-1	市民等への防災知識の普及と啓発	154
2-1-2	安全な避難行動に対する啓発の取り組み	156

◎施策-2：地域防災力の向上

2-2-1	自主防災組織の育成支援	158
2-2-2	住民協議会の防災体制の強化及び育成支援	160
2-2-3	消防団活動の強化及び支援	162
2-2-4	地区防災計画の策定支援	165
2-2-5	企業の防災体制の強化及び支援	166
2-2-6	災害時協力井戸の取り組み	167

■テーマ3：いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する [発災後にするべきこと]

担当分担表	168
-------	-----

◎施策-1：いのちを守る

3-1-1	災害対策本部の立ち上げ	174
3-1-2	避難対策	185
3-1-3	情報収集対策	193
3-1-4	災害広報対策	199
3-1-5	救助・救急対策	202
3-1-6	行政機関に対する応援要請	205
3-1-7	自衛隊の派遣要請	208
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請	211
3-1-9	受援体制の確保	213
3-1-10	帰宅困難者対策	215
3-1-11	孤立地区対策	217
3-1-12	水防活動	219
3-1-13	二次災害の防止	221
3-1-14	特定災害対策	223

◎施策-2：いのちをつなぐ

3-2-1	安否情報の提供	226
3-2-2	災害救助法の適用要請	229
3-2-3	避難所の開設及び運営対策	232
3-2-4	災害時要配慮者への支援	236
3-2-5	交通の確保対策	239
3-2-6	輸送対策	244
3-2-7	障害物の除去	246
3-2-8	給水対策	248

3-2-9	食糧の調達・供給対策	254
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策	259
3-2-11	医療・救護対策	262
3-2-12	防疫・保健衛生対策	266
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策	269
3-2-14	行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬対策	272
3-2-15	危険動物の逸走及びペット対策	276
3-2-16	災害警備活動	278

■テーマ4：暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む [復興のためにすべきこと]

担当分担表	279
-------	-----

◎施策－1：被災者支援と暮らしの再建

4-1-1	罹災証明書の交付	282
4-1-2	被災者台帳の作成	288
4-1-3	ボランティア活動対策	291
4-1-4	学校・幼稚園の再開	295
4-1-5	保育の再開	300
4-1-6	住宅の再建	303
4-1-7	義援金の受入・配分	306
4-1-8	被災者生活再建支援制度の適用	307
4-1-9	生活資金等の支給・融資	310
4-1-10	早期再建のための相談窓口の設置	314
4-1-11	中小企業等の再建支援	315

◎施策－2：復興方針の策定

4-2-1	激甚災害の指定	317
4-2-2	復興体制の構築と復興計画の策定	319
4-2-3	復興事業の実施	321

第3章 業務継続計画 [市役所機能を維持・早期再開するために必要なこと]

1	業務継続計画の目的と効果	322
2	業務継続計画の位置づけ	323
3	業務継続計画の基本的な考え方	323
4	前提とする被害想定	324
5	非常時優先業務の選定基準	325
6	必要資源の分析と対策	329
7	職員参集シミュレーションと必要人員の分析と確保	335
8	受援対象業務の抽出	340
9	業務継続マネジメント（BCM）の取り組み	341

第4章 防災関係機関の災害対策

1	消防組織の災害対策	342
2	松阪地区三師会の災害対策	352
3	松阪警察署の災害対策	356
4	自衛隊の災害対策	359
5	N T Tの災害対策	360
6	中部電力の災害対策	364
7	東邦ガスの災害対策	366
8	国土交通省（中部地方整備局）の災害対策	370
9	国土交通省（蓮ダム管理所）の災害対策	372

第 5 章 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応

1	はじめに	374
2	配備体制	375
3	対応の方針	376
4	市民への広報	377
5	公共施設等の緊急点検	378
6	市民のとりべき措置	379

資料編・様式集・用語集

資料 1	松阪市災害対策本部の組織図	380
資料 2	災害救助基準（平成 30 年度）	391
資料 3	避難勧告等発令基準	395
資料 4	注意報・警報基準	397
資料 5	特別警報の種類と発表基準	398
資料 6	土砂災害警戒情報	399
資料 7	土砂災害警戒判定メッシュごとの避難勧告等発令区域	400
資料 8	河川における避難準備、勧告及び指示の基準	404
資料 9	道路冠水が想定される箇所	405
資料 10	退避先・指定避難所一覧	406
資料 11	地区別避難所一覧	412
資料 12	福祉避難所一覧	417
資料 13	土砂災害防止法・水防法に基づく防災上配慮を要する施設の一覧	418
資料 14	松阪市災害用備蓄品一覧	423
資料 15	指定避難所別備蓄一覧	424
資料 16	災害時協力井戸一覧	434
資料 17	マンホールトイレ一覧	438
資料 18	災害時支援協定一覧	439
資料 19	同報系防災行政無線一覧	445
資料 20	移動系防災行政無線一覧	455
資料 21	移動系消防団無線機一覧	461
資料 22	都市公園等一覧	465
資料 23	防災重点ため池	474
資料 24	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	476
資料 25	山腹崩壊危険地区一覧	493
資料 26	地すべり危険箇所一覧	501
資料 27	崩壊土砂流出危険地区一覧	502
様式 ①	県への応援要請書等様式	511
様式 ②	自衛隊災害派遣及び撤収要請様式	521
様式 ③	海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式	524
様式 ④	災害救助法関係様式	527
用語集		557

災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき定める地区防災計画

地区防災計画（大河内地区）	567
地区防災計画（西黒部地区）	583
地区防災計画（鵺地区）	593

～はじめに～

松阪市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域の防災に関する事項について、本市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、市民、事業所が果たすべき責務についても明確にし、総合的かつ計画的な防災・減災活動の実施及び推進を図ることを目的としています。

さて、近年その発生が懸念されている南海トラフ地震は、中央防災会議では最大32万3千人の死者が発生することが想定されており、東日本大震災を超える“国難”とも言われる大規模災害になることが危惧されています。

過去の災害をふり返ると、阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）では、死者の約8割が家屋の下敷きになって亡くなったことや生き埋めになった要救助者の多くが近隣住民等によって救助されたこと、東日本大震災（平成23年3月11日）においても、地域における避難の呼びかけや周辺住民の避難がさらなる避難行動を促したことなど、「自助」「共助」の力が災害時には非常に大きいことが明らかになっています。このように、自助・共助・公助のそれぞれが主体的に行動しなければ、今後起こりうる国難級の南海トラフ地震を乗り切ることができないと考えています。

本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を達成するため、市民総ぐるみで市と一体となって災害に打ち勝つ力を育み、地域防災計画を実行していきます。

平成31年3月

松阪市防災会議会長

竹上真人

平成 30 年度の主な修正概要

① 「地区防災計画」の提案

沿岸部全地区で津波避難について今後検討をいただくにあたってのモデル地区として、今年度は西黒部・鵜の2地区における「地区津波避難計画」の取り組みを市と地域が連携して進め、本防災会議に提案されました。

また、山間部では大河内地区において自治会単位で風水害・地震時の避難計画等が取りまとめられ、本防災会議に提案されました。

② 災害時要配慮者の避難支援体制・福祉避難所の体制整備

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制

昨年度、避難行動要支援者の定義見直しを行い、「65歳以上のひとり暮らし」の要件を「75歳以上ひとり暮らし」に引き上げるなどの見直しを行いました。

今年度は新たな定義で避難行動要支援者名簿を作成したところ、2019年1月1日時点で約14,000人を避難行動要支援者として抽出したところです。また、今後は西黒部・鵜・大石の3地区をモデルとし、対象者に対して「避難行動要支援者名簿掲載通知書」とともに「あなたの情報の提供に関する同意確認書」を発送します。(3月発送予定)

発送後、同意者名簿を消防団及び自治会等へ提供し、平時も含め地域で避難行動要支援者に対し誰が助けにいくのかも含め、個別避難計画の作成を進めていきます。

(2) 福祉避難所の体制整備

平成30年8月に10法人18事業所と「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」を締結したほか、平成31年3月には一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」を締結しました。これらにより市内で災害が発生した際に、熊本地震等でも教訓となった福祉避難所の確保や、避難所等で不足することが考えられる車椅子や歩行器等の福祉用具等の調達等、迅速な要配慮者に対する支援体制を整備していきます。

③ 新たな洪水ハザードマップにおける退避先の見直し

改正水防法に基づき、国や県から想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水想定区域図が公表されています。それらに対応した避難方法等を住民に周知するため、今年度は雲出川水系・櫛田川水系の「洪水ハザードマップ」を作成しています。新たに公表された「家屋倒壊等氾濫想定区域」内にある退避先(指定緊急避難場所)については原則として指定しないこととし、今後洪水ハ

ガードマップの周知と併せて住民への説明・啓発を行っていきます。

④ 津波避難困難地域への対応【南海トラフ地震防災対策推進計画】

五主町・松名瀬町(松世崎)に対し、津波避難タワーの整備を行っていきます。
(平成 31 年度～平成 33 年度)